

平成26年11月18日

第67期司法修習終了予定者 各位

横浜弁護士会
会長 小野 毅
同就業問題対策委員会
委員長 狩倉 博之

第67期司法修習終了者（平成26年12月19日時点）に対する
独立開業相談会開催のお知らせ

拝啓 益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、法律事務所での勤務を経ずに独立開業すること、いわゆる即独をしようとしている司法修習終了予定者もおられるものと存じます。

しかし、即独と言いましても、さまざまな疑問があるのではないのでしょうか。

- どこで開業すればいいのか？
- 事務所の面積はどの程度必要なのか？
- どのような備品をそろえればいいのか？
- 仕事はあるのであろうか？

などです。

そこで、横浜弁護士会では、横浜弁護士会への登録者及び登録希望者に向けて、即独のための独立開業相談会を開催することになりました。ふるってご参加ください。

本相談会は、即独をすると決めている方ばかりではなく、就職活動をしながら場合によっては即独も考えている方のご参加も歓迎します。

独立開業相談会は、申込制となっています。必ず往復はがきに「独立開業相談会参加希望」と明記の上、お名前、ご住所、お電話番号をご記入になり、横浜弁護士会事務局宛てに申し込みをしてください。横浜弁護士会より相談開始時刻のご連絡をしますので、指定時刻の10分前に弁護士会館2階事務局業務課にお越しください。なお、ご応募が多数の場合は、抽選となりますのでご了承ください。

敬具

記

対象 横浜弁護士会登録及び登録希望の第67期司法修習終了予定者

（登録申請中か否かを問いません）

日時 平成26年12月19日（金）13：30～17：00（各自30分）

締切 平成26年12月11日（木）必着

往復はがき送付先

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地
横浜弁護士会事務局 業務課 筒井宛

以上